



福岡医発第2527号(地)
平成26年12月17日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

小児慢性特定疾病指定医の申請手続きに係る専門医の資格について(依頼)

標記の件につきましては、本年10月23日付け福岡医発第2019号(地)、「[「児童福祉法の一部を改正する法律」の制定に伴う指定医療機関及び指定医制度について(周知依頼)]」にてお知らせしたところですが、平成26年12月11日付け厚生労働省告示第465号により「児童福祉法施行規則第7条の10第1項第1号に規定する厚生労働省が定める認定機関が認定する専門医の資格」が示され、これによりますと、対象となる専門医の資格が見直されており、今後、指定医の申請についての要件①については、(別紙)の専門医のみが認められることとなる旨、福岡県保健医療介護部、北九州市子ども家庭局、福岡市こども未来局および久留米市健康福祉部の四自治体連名で再度周知依頼がありました。

なお、各自治体に確認したところ、既に今回削除された専門医資格により申請を行った先生方については個別に対応するとの事でした(具体的には、要件②への移行をお願いするとの事でした)。

つきましては、貴会におかれまして本件について了知いただくとともに、改めて貴会会員に対する周知方ご高配賜りますようお願いいたします。

小郡三井医師会より

地域保健担当理事 白石恒明
会長 廣瀬真恵

公印省略

26健第4491号
北九州市支第1436号
こ発第624号
26健推第1078号
平成26年12月16日

公益社団法人福岡県医師会長 殿

福岡県保健医療介護部長
北九州市子ども家庭局長
福岡市こども未来局長
久留米市健康福祉部長

小児慢性特定疾病指定医の申請手続に係る専門医の資格について（依頼）

母子保健行政の推進につきましては、日頃からご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記については、制度導入の周知とともに必要な方に速やかに指定医の申請手続を行っていただけるよう、厚生労働省が当時示していた専門医の資格をもとに別添資料を作成し、平成26年10月10日にお知らせをしたところです。

この度、平成26年12月11日付厚生労働省告示第465号により「児童福祉法施行規則第7条の10第1項第1号に規定する厚生労働省が定める認定機関が認定する専門医の資格」が示されました。

これによりますと、対象者となる専門医の資格が見直されて別紙のとおりとなっておりますので、あらためて貴会員へ周知いただきますようよろしくお願いします。

福岡県保健医療介護部健康増進課母子保健係

（電話）092-643-3307

北九州市子ども家庭局子ども家庭部子育て支援課
母子保健係

（電話）093-582-2410

福岡市こども未来局こども部こども発達支援課
母子保健係

（電話）092-711-4178

久留米市保健所健康推進課健康増進チーム

（電話）0942-30-9729

新たな小児慢性特定疾病医療費助成制度における 指定医の申請手続について

指定医について

- 児童福祉法の一部が改正され、平成27年1月1日から新たな小児慢性特定疾病医療費助成制度が実施されます。
- 新制度では、小児慢性特定疾病患児の方は、都道府県知事・指定都市市長・中核市市長の定める医師（「指定医」）の作成した診断書（医療意見書）を添えて申請する必要があります。
現行の小児慢性特定疾病医療費助成の疾病について、本年12月31日までに申請する場合には、現行どおり指定医でない医師が診断書を作成できます。
- 指定医の指定を受けるためには、申請手続が必要になります。

指定医の要件・責務

【要件】

指定を受けるためには、以下の①又は②の要件を満たす必要があります。

- ① 疾病の診断又は治療に5年以上従事した経験があり、厚生労働大臣の定める認定機関の専門医（※1）の認定を受けていること。
- ② 疾病の診断又は治療に5年以上従事した経験があり、知事等が行う研修（※2）を修了していること。（※3）

※1 専門医のリストは別紙を御覧ください。

※2 研修は、内容が決まりましたら県等のホームページに掲載しお知らせしますが来年以降の開催となる予定です。

※3 経過措置として、小児慢性特定疾病の診断及び治療に従事した経験があり、今後知事等が行う研修を平成29年3月31日までに受ける意思がある場合は、指定医としてみなされます。

【責務】

- 小児慢性特定疾病の医療費助成の支給認定申請に必要な診断書（医療意見書）を作成すること。
- 患者データ（医療意見書の内容）を登録システムに登録すること。（現在、国がシステム構築中のため、次年度以降の予定）

【有効期間】

- 指定を受けた日から5年間です。

留意事項

- 要件の①又は②のいずれにおいても、可能な限り早めに申請手続きをお願いします。
- 指定後、県又は市より申請者宛に指定書を通知します。
- 指定を行った後、主たる勤務先の医療機関及び氏名等を県又は市が公表します。

申請手続き

下記機関のホームページより様式をダウンロードし、郵送で提出してください。

勤務先の医療機関 の所在地	問合せ先及び提出先
下記を除く福岡県内	〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7 福岡県保健医療介護部健康増進課母子保健係 (TEL) 092-643-3307 (HPアドレス) http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/syouman-fukuoka1.html
北九州市	〒803-8501 北九州市小倉北区内 1 番 1 号 北九州市子ども家庭局子ども家庭部子育て支援課母子保健係 (TEL) 093-582-2410 https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ko-katei/file_0019.html
福岡市	〒810-8620 福岡市中央区天神 1 丁目 8-1 福岡市こども未来局こども部こども発達支援課母子保健係 (TEL) 092-711-4178 http://www.city.fukuoka.lg.jp/kodomo/childcares/detail/233.html
久留米市	〒830-0022 久留米市城南町 15 番地 5 久留米商工会館 4 階 久留米市保健所健康推進課健康増進チーム (TEL) 0942-30-9729 http://www.city.kurume.fukuoka.jp/1050kurashi/2060hokeneisei/3020boshihoken/2014-1022-1516-469.html

【申請に係る留意事項】

- 勤務する医療機関が複数あり、いずれにおいても小児慢性特定疾病に係る医療意見書を作成する予定がある場合は、各医療機関の所在地を管轄する自治体にそれぞれ申請が必要です。
ただし、管轄する自治体が同一の場合は、主たる勤務先を記載した申請書 1 通の申請で結構です。
- 複数の自治体に申請する場合、福岡県内は様式を統一していますので、申請先の宛名を管轄する首長に書き換え申請してください。ただし、県外については様式が異なる場合がありますので、各自治体にお問合せください。
- 記載事項に変更があった場合は、変更の届出が必要です。

(新)

小児慢性特定疾病指定医の要件である「厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医」とは、以下の専門医となります。

認定機関	専門医の資格	認定機関	専門医の資格
日本内科学会	総合内科専門医	日本腎臓学会	腎臓専門医
日本小児科学会	小児科専門医	日本肝臓学会	肝臓専門医
日本皮膚科学会	皮膚科専門医	日本アレルギー学会	アレルギー専門医
日本精神神経学会	精神科専門医	日本感染症学会	感染症専門医
日本外科学会	外科専門医	日本老年医学会	老年病専門医
日本整形外科学会	整形外科専門医	日本神経学会	神経内科専門医
日本産科婦人科学会	産婦人科専門医	日本消化器外科学会	消化器外科専門医
日本眼科学会	眼科専門医	日本胸部外科学会	呼吸器外科専門医
		日本呼吸器外科学会	
日本耳鼻咽喉科学会	耳鼻咽喉科専門医	日本胸部外科学会	心臓血管外科専門医
		日本心臓血管外科学会	
		日本血管外科学会	
日本泌尿器科学会	泌尿器科専門医	日本小児外科学会	小児外科専門医
日本脳神経外科学会	脳神経外科専門医	日本リウマチ学会	リウマチ専門医
日本医学放射線学会	放射線科専門医	日本小児循環器学会	小児循環器専門医
日本麻酔科学会	麻酔科専門医	日本小児神経学会	小児神経科専門医
日本病理学会	病理専門医	日本小児血液・がん学会	小児血液・がん専門医
日本臨床検査医学会	臨床検査専門医	日本周産期・新生児医学会	周産期(新生児)専門医
			周産期(母体・胎児)専門医
日本救急医学会	救急科専門医	日本婦人科腫瘍学会	婦人科腫瘍専門医
日本形成外科学会	形成外科専門医	日本生殖医学会	生殖医療専門医
日本リハビリテーション医学会	リハビリテーション科専門医	日本頭頸部外科学会	頭頸部がん専門医
日本消化器病学会	消化器病専門医	日本放射線腫瘍学会	放射線治療専門医
		日本医学放射線学会	
日本循環器学会	循環器専門医	日本医学放射線学会	放射線診断専門医
日本呼吸器学会	呼吸器専門医	日本手外科学会	手外科専門医
日本血液学会	血液専門医	日本脊髄外科学会	脊椎脊髄外科専門医
		日本脊椎脊髄病学会	
日本内分泌学会	内分泌代謝科(内科・小児科・産婦人科)専門医	日本集中治療医学会	集中治療専門医
日本糖尿病学会	糖尿病専門医		

(旧)

小児慢性特定疾病指定医の要件である「学会が認定する専門医」とは、厚生労働大臣が定める以下の専門医となります。

学会名	専門医名称	学会名	専門医名称
日本内科学会	総合内科専門医	日本頭頸部外科学会	頭頸部がん専門医
日本小児科学会	小児科専門医	日本放射線腫瘍学会	放射線治療専門医
日本皮膚科学会	皮膚科専門医	日本医学放射線学会	放射線診断専門医
日本精神神経学会	精神科専門医	日本手外科学会	手外科専門医
日本外科学会	外科専門医	日本脊髄外科学会	脊椎脊髄外科専門医
日本整形外科学会	整形外科専門医	日本脊椎脊髄病学会	脊椎脊髄外科専門医
日本産科婦人科学会	産婦人科専門医	日本集中治療医学会	集中治療専門医
日本眼科学会	眼科専門医	日本心身医学会	心身医療専門医
日本耳鼻咽喉科学会	耳鼻咽喉科専門医	日本消化器内視鏡学会	消化器内視鏡専門医
日本泌尿器科学会	泌尿器科専門医	日本大腸肛門病学会	大腸肛門病専門医
日本脳神経外科学会	脳神経外科専門医	日本気管食道科学会	気管食道科専門医
日本医学放射線学会	放射線科専門医	日本人類遺伝学会	臨床遺伝専門医
日本麻酔科学会	麻酔科専門医	日本超音波医学会	超音波専門医
日本病理学会	病理専門医	日本核医学会	核医学専門医
日本臨床検査医学会	臨床検査専門医	日本輸血・細胞治療学会	日本輸血・細胞治療学会 認定医
日本救急医学会	救急科専門医	日本東洋医学会	漢方専門医
日本形成外科学会	形成外科専門医	日本温泉気候物理医学会	温泉療法専門医
日本リハビリテーション医学会	リハビリテーション科専門医	日本臨床薬理学会	臨床薬理専門医
日本消化器病学会	消化器病専門医	日本産業衛生学会	産業衛生専門医
日本循環器学会	循環器専門医	日本病態栄養学会	病態栄養専門医
日本呼吸器学会	呼吸器専門医	日本透析医学会	透析専門医
日本血液学会	血液専門医	日本臨床腫瘍学会	がん薬物療法専門医
日本内分分泌学会	内分泌代謝科(内科・小児科・産婦人科)専門医	日本総合病院精神医学会	一般病院連携精神医学 専門医
日本糖尿病学会	糖尿病専門医	日本アフェシス学会	血漿交換療法専門医
日本腎臓学会	腎臓専門医	日本ペインクリニック学会	ペインクリニック専門医
日本肝臓学会	肝臓専門医	日本脳卒中学会	脳卒中専門医
日本アレルギー学会	アレルギー専門医	日本臨床細胞学会	細胞診専門医
日本感染症学会	感染症専門医	日本心療内科学会	心療内科専門医
日本老年医学会	老年病専門医	日本頭痛学会	頭痛専門医
日本神経学会	神経内科専門医	日本てんかん学会	てんかん専門医
日本消化器外科学会	消化器外科専門医	日本インターベンショナル ラジオロジー学会	IVR専門医
日本胸部外科学会	呼吸器外科専門医	日本脳神経血管内治療学会	脳血管内治療専門医
日本呼吸器外科学会	呼吸器外科専門医	日本肝胆膵外科学会	肝胆膵外科高度技能 専門医
日本胸部外科学会	心臓血管外科専門医	日本脈管学会	脈管専門医
日本心臓血管外科学会	心臓血管外科専門医	日本乳癌学会	乳腺専門医
日本血管外科学会	小児外科専門医	日本高血圧学会	高血圧専門医
日本小児外科学会	小児外科専門医	日本人間ドック学会	人間ドック健診専門医
日本リウマチ学会	リウマチ専門医	日本総合健診学会	人間ドック健診専門医
日本小児循環器学会	小児循環器専門医	日本心臓血管インターベンション 治療学会	心臓血管インターベンション 専門医
日本小児神経学会	小児神経科専門医	日本プライマリ・ケア連合学会	家庭医療専門医
日本小児血液・がん学会	小児血液・がん専門医	日本美容外科学会(JSAPS)	美容外科専門医
日本周産期・新生児医学会	周産期(新生児/母体・胎児) 専門医	日本小児精神神経学会	子どものこころの専門医
日本婦人科腫瘍学会	婦人科腫瘍専門医	日本小児心身医学会	子どものこころの専門医
日本生殖医学会	生殖医療専門医		